

奈良県告示第五百三十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び橿原市環境づくり部環境衛生課（橿原市八木町一丁目一番一八号）において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
三和澱粉工業株式会社 代表取締役社長 伊藤 歩
橿原市雲梯町五九四番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
三和澱粉工業株式会社
橿原市雲梯町五九四番地
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	
特定施設の能力	処理量 二百トン／日（A施設） 十トン／日（五百トン／日（B

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十四号に掲げる原料浸せき施設一基、第十四号ハに掲げる分離施設七基、第十五号ロに掲げるろ過施設十五基及び第十五号ハに掲げる精製施設五十三基（以下「A施設」、「B施設」、「C施設」及び「D施設」という。）

	特定施設の工事着手予定年月日	許可後直ちに（全ての施設）	施設） 三十三・三トン／日（C施設） 八 ^m ／時（D施設）
	特定施設の工事完成予定年月日	着工後直ちに（全ての施設）	
	特定施設の使用開始予定年月日	完了後直ちに（全ての施設）	

四 特定施設の使用方法に関する事項

						季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）	特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間
水素イオン濃度 （水素指数）					項 目		
B施設				A施設			
デカ	機	分離	遠心	機	濃縮		
六・〇〓八・〇			六・〇〓八・〇		三・五	三・五	なし（全ての施設）
六・〇〓八・〇			六・〇〓八・〇		三・五	三・五	
						通 常	二十四時間（全ての施設）
						最 大	

の値 等の 水大 汚最 るび れ及 さ値 出の 排常 ら通 かの 設態											
生物化学的酸素 要求量（BOD ） （単位 mg／ ℓ				浮遊物質 量（S ） （単位 mg ／ ℓ							
ンタ ｜		A施設		B施設		D施設		A施設		B施設	
ンタ ｜		濃縮 機		遠心 分離 機		デカ ンタ ｜		濃縮 機		遠心 分離 機	
四・〇〇〇		八〇、〇〇〇		一、二〇〇		一、二〇〇		四〇、〇〇〇		一七〇	
四・〇〇〇		八〇、〇〇〇		一、五〇〇		一、五〇〇		四〇、〇〇〇		三〇〇	

特汚
定染
施状

ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量（単位 mg／ ℓ）		りん含有量（単 位 mg／ℓ）			窒素含有量（単 位 mg／ℓ）				
B施設		D施設	B施設		D施設	B施設		D施設	
遠心 分離 機	デカ ンタ		遠心 分離 機	デカ ンタ		遠心 分離 機	デカ ンタ		
○・五未満		二五	二五	二五	一一〇	一一〇	一一〇	一七〇	
○・五未満		九〇	九〇	九〇	一六〇	一六〇	一六〇	三〇〇	

特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大量（単位 m ³ ）					
D施設	B施設			A施設	D施設
	遠心分離機	デカ ンタ	ンタ		ンタ
二八・三	二二	一九・二	〇・五未満		
三二・一	二五	二五	〇・五未満		

五 汚水等の処理方法に関する事項

処理施設の能力	処理施設の構造			処理施設の種類
E施設 七八〇m ³ ／日	G施設 鋼板製タンク	F施設 鉄筋コンクリート製及び鋼板製タンク	E施設 鉄製	蒸気再圧縮式濃縮機、嫌気性微生物処理施設及びICリアクター（以下「E施設」、「F施設」及び「G施設」という。）

[illegible]

の 後 理 の 大 び 及 前 理 処 る 通 に 設 施 理 汚 水 等 の 処 理 の 後 理 の 大 び 及 前 理 処 る 通 に 設 施 理 汚 水 等 の 処 理 の														
物質含有量		ノルマルヘ キサン抽出		りん含有量 (単位 mg ／ℓ)		窒素含有量 (単位 mg ／ℓ)		浮遊物質 量 (SS) (単位 mg ／ℓ)		生物化学的 酸素要求 量 (BOD) (単位 mg ／ℓ)		G施設		
G施設	F施設	G施設	F施設	G施設	F施設	G施設	F施設	E施設	G施設	F施設	E施設	G施設	F施設	
○・五未満	○・五未満	二五	二五	一一〇	一一〇	一七〇	一七〇	○ 四〇、〇〇	一、二一〇	一、二一〇	○ 八〇、〇〇	・五	三・五〓五	
○・五未満	○・五未満	九〇	九〇	一六〇	一六〇	三〇〇	三〇〇	○ 四〇、〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	○ 八〇、〇〇	・五	三・五〓五	
○・五未満	○・五未満	一五	一五	一〇	一〇	二三	二三		一五〇	一五〇	一、二〇〇	・四	六・八〓七	
○・五未満	○・五未満	二二	二二	二〇	二〇	三〇	三六		二〇〇	一八〇	三、〇〇〇	・四	六・八〓七	

六

排水水の汚濁状態及び量

汚水等の処理施設 による処理前及び 処理後の汚水等の 一日当たりの通常 の量及び最大の量 (単位 m ³)				(単位 mg ／ ℓ)
	G施設	F施設	E施設	
	三、〇〇〇	三、二〇〇	五〇〇	
	三、九〇〇	三、九〇〇	六〇〇	
	三、〇〇〇	三、二〇〇	五〇〇	
	三、九〇〇	三、九〇〇	六〇〇	

排水水の汚濁状態					
項目	水素イオン濃度(水 素指数)	生物化学的酸素要求 量(BOD)(単位 mg／ℓ)	化学的酸素要求量(化 学的COD)(単位 mg／ℓ)	浮遊物質質量(SS) (単位 mg／ℓ)	窒素含有量(単位 mg／ℓ)
通常	八・一	二・九	五・〇	一三・五	一・一
最大	八・二	三・一	五・八	二二・〇	一・二

排出水の量（単位 m ³ ／日）		
	りん含有量（単位 mg／ℓ）	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位 mg／ℓ）
一、二〇〇	〇・一八	〇・五未満
一、二〇〇	〇・一八	〇・五未満